

# けんしんローンカード規定

茨城県信用組合

## 1. (カードの利用)

けんしんカードローンのカード(以下「ローンカード」という。)は、当組合および当組合が現金自動支払機(現金自動預入払出兼用機を含みます。以下「支払機」といいます。)による現金支払業務を提携した金融機関等(以下「提携先」といいます。)の支払機を使用して、カードローン取引の契約書に定めるお借入れに利用できます。

## 2. (提携先支払機の利用手数料)

- (1)ローンカードを提携先で利用する場合、その提携先が支払機利用手数料(以下「手数料」といいます。)を定めているときは、提携先に対し負担すべき所定の手数料をお支払いいただきます。
- (2)当組合は前項の手数料を、提携先の請求に基づき支払機利用日付をもって自動的に貸越を行いその貸越金をもって提携先に支払います。
- (3)前項の場合、手数料を含めたご利用残高が契約書に定めた貸越限度額を超える場合には、お借入れできません。

## 3. (支払機による借入れ)

- (1)支払機を使用して借入れするときは、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証番号と金額をタッチパネルにより操作してください。この場合、払戻請求書の提出は必要ありません。
- (2)支払機による借入れは、支払機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの借入れは、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。なお、1日あたりの借入れは、当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3)支払機を使用して借入れする場合、借入金額と手数料金額との合計額が借入れすることのできる金額をこえるときは借入れすることができません。

## 4. (支払機による返済)

貸越金の返済については、自動引落としのほか、直接お取扱店窓口にお申込み、支払機により返済できるものとします。

## 5. (支払機故障時等の取扱い)

- (1)停電、故障時により支払機による取扱いができないときは、窓口営業時間内に限り、当組合が定めた金額を限度として、当組合の本支店の窓口で、ローンカードによる取扱いをいたします。なお、提携先の窓口では、この取扱いはいたしません。
- (2)前項による取扱いをする場合には、当組合所定の払戻請求書に氏名、金額を記入のうえ、カードとともに提出してください。

## 6. (ローンカードの紛失、届出事項の変更等)

- (1)ローンカードを紛失した場合、または氏名、暗証番号その他の届出事項に変更があったときは、ご本人から直ちに当組合所定の方法により貸越口座開設店に届出てください。
- (2)ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当組合の所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

## 7. (カード・暗証の管理等)

- (1) 当組合は、支払機の操作の際に使用されたカードが、当組合が本人に交付したカードであること、および入力された暗証番号と届出の暗証番号とが一致することを当組合所定の方法により確認のうえ、貸越金をお支払いします。
- (2) カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合または他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかに本人から当組合に通知してください。この通知を受けたときは、直ちにカードによる貸越金の支払停止の措置を講じます。
- (3) カードの盗難にあった場合には、当組合所定の届出書を当組合に提出してください。

## 8. (偽造カード等による貸越金の支払等)

偽造または変造カードによる貸越金の支払については、本人の故意による場合または当該支払について当組合が善意かつ無過失であっても本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合を除き、その効力を生じないものとします。この場合、本人は、当組合所定の書類を提出し、カードおよび暗証番号の管理状況、被害状況、警察への通知状況等について当組合の調査に協力するものとします。

## 9. (盗難カードによる貸越金の支払等)

- (1) カードの盗難により、他人に当該カードを不正使用され生じた支払については、次の各号すべてに該当する場合、本人は当組合に対して当該支払にかかる損害の額に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ア. カードの盗難に気づいてから、すみやかに当組合への通知が行われていること
  - イ. 当組合の調査に対し、本人より十分な説明が行われていること
  - ウ. 当組合に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該支払が本人の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日（ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを本人が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた支払にかかる損害の額に相当する金額またはその一部（以下「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該支払が行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、本人に過失があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、盗難が行われた日（当該盗難が行われた日が明らかでないときは、当該盗難にかかる盗難カード等を用いて行われた不正な貸越金の支払が最初に行われた日。）から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てん責任を負いません。
  - ア. 当該支払が行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
    - A 本人に重大な過失があることを当組合が証明した場合
    - B 本人の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など。）によって行われた場合
    - C 本人が被害状況についての当組合に対する説明において、重大な事項について偽りの説明を行った場合
  - イ. 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随してカードが盗難にあった場合

#### 10. (解約、カードの利用停止等)

- (1) カードローン契約を解約する場合には、ローンカードを口座開設店に返却してください。
- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当組合がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当組合からの請求がありしだい直ちにローンカードを口座開設店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止します。この場合、ウを除いて当組合の窓口において当組合所定の本人確認書類の提示を受け、当組合が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
  - ア. 第12条に定める規定に違反した場合
  - イ. ローンカードが偽造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当組合が判断した場合
  - ウ. 組合員の資格を喪失した場合

#### 11. 支払機への誤入力等

支払機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の支払機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

#### 12. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは、譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

#### 13. (カード発行手数料)

ローンカードの発行・再発行に当たっては、当組合の定める発行手数料をお支払いください。

#### 14. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、カードローン契約書の各条項によります。

以上

(2020年3月)